

審議会等会議録

審議会等の名称	令和5年度山口市再犯防止推進協議会
開催日時	令和5年7月24日(月曜日)14:00~15:30
開催場所	山口総合支所 3階 第11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	塩野委員、小田委員、久本委員、飯塚委員、岡野委員、山田委員、佐藤委員、福永委員、神田委員、中川委員、末岡委員、矢壁委員、篠原委員、原田委員、松村委員、津田委員
欠席者	吉屋委員、吉田委員、木橋委員、右田委員
事務局	【市健康福祉部】 鈴木部長 【地域福祉課】 中村課長、三戸副主幹、野村主任主事
議題	1 新任委員委嘱状交付 2 あいさつ 3 会長の選出 4 報告及び議事 (1)報告1再犯防止の推進について (2)報告2令和4年度の取り組み及び部会報告 (3)議事1令和5年度の取り組み(案) (4)その他 5 再犯防止に関する取り組み事例 (1)山口保護観察所 企画調整課長 飯塚 華朋 氏 (2)山口県弁護士会 弁護士 山田 大介 氏
内容	次第に基づき、次のとおり進められた。
1 新任委員委嘱状交付	卓上に配置
2 あいさつ	鈴木健康福祉部長 挨拶
3 会長の選出	山口市再犯防止推進協議会設置要綱第3条第3項(委員の互選) 事務局一任とされたため、事務局より『山口保護区保護司会 会長』である福永委員を推薦。委員一同承諾。 【福永会長挨拶】 山口保護区保護司会の福永です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事進行を進めたいと思います。報告 1、再犯防止の推進について、並びに報告2、令和4年度の取り組み及び部会報告について事務局から説明をお願いします。
4 報告及び議事 (1)再犯防止の推進について	【事務局】 今回、4月1日の人事異動等によって、委員さんが交代されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、これまで山口市が取り組んできております、再犯防止

に向けた取り組みの概要をご説明させていただきます。

それでは、1ページの1、山口市再犯防止推進計画についてです。まず、国においては、刑法犯の検挙者数が、年々減少傾向にはあるのですが、検挙人員に占める再犯者の比率というのは、50%に及ぶ中で、国は再犯の防止をすることが喫緊の課題ということを踏まえて、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。これを受けまして、山口県においては、平成31年3月に山口県再犯防止推進計画を策定され、本市におきましても計画を策定すべく、平成31年4月に山口市再犯防止推進計画策定委員会を設置したところで、それから協議を進めまして、令和2年の3月に山口市再犯防止推進計画を策定し、昨年、令和3年7月に山口市再犯防止推進協議会を設置しまして、第1回目の協議会を開催しました。この度、国の第1期の再犯防止推進計画の期間が終了し、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。本件については、先日開催された「地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会」【全国会議】におきまして、法務省より別添資料6「再犯防止の近年の動向について」の資料をもとにご説明がありました。主な変更点といたしまして、資料8ページ、7つの重点課題におきまして、⑥地方公共団体との連携強化等が地域による包摂の推進となっております。16ページには今年4月時点の再犯防止推進計画の策定状況が記載されておりまして、山口市を含む572団体が策定されている状況です。また、山口市におきましても計画期間が令和6年3月までとなっておりますので、来年度には本協議会にて改めて計画策定を進めさせていただく予定でございます。

続きまして、(2)の計画の概要です。刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、先ほど申し上げましたように、検挙人員に占める再犯率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが、重要な課題となっております。こうしたことから本市では犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、本計画を策定したところで、計画の位置づけにつきましては、再犯防止推進法の第8条に基づく地方再犯防止推進計画でして、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年としております。

1ページをめぐっていただきまして、(3)の再犯防止をとりまく状況についてです。こちらは3つの指標を掲げておりまして、先般、広島矯正管区と山口刑務所の方にお伺いした現時点での最新のものとなります。まず上段の山口県の再犯者率等の推移については、棒線グラフが山口県内刑法犯検挙者数です。令和3年につきましては、令和2年と比較しますと、約100名減少しています。そのうち再犯者数につきましても、令和3年度では、2年度に比べますと、54名の減少となっております。減少傾向が続いております。一方で再犯者率につきましては、令和3年が53.3%、令和2年と比較しますと、+0.1%となっております。依然として50%を上回っているという状況です。続きまして中段の山口県の新受刑者中の再入者率等の推移です。棒グラフが山口県内の新受刑者の数になります。こちらにつきまして、令和3年は令和2年と比較しますと、若干減少しております。そのうちの再入者の数につきましては、昨年度から2人増加の78名となっております。再入者率についても56.9%と一度下がった昨年度からまた一昨年度の値に戻ったような状況となっております。続きまして、下段の山口刑務所の受刑者数等の推移ということで、こちらは令和3年の数値が357人と、令和2年と比較しますと、46人ほど増加しております。ただし、山口刑務所再入率につきましてははきましては10.6%と令和2年と比べますと2.1%の減少となっております。

続いて(4)の取り組みの推進についてです。基本的な考え方として、犯罪

	<p>を犯した人の多くが、再び犯罪を犯してしまう理由として、仕事が、住居がない、高齢や障害等による地域社会での孤立といったことが挙げられます。山口市再犯防止推進計画では、取り組み内容を具体的かつ実効性のあるものとなるように努め、また関係機関と連携を図ることで、犯罪を犯した人等の特性、及び地域の実情に応じた相談、支援体制の構築に取り組むこととしております。それから取り組みの重点項目として、犯罪を犯した人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて①「広報啓発」、②「就労支援」をはじめとした6つの取り組みを重点的に推進しているところです。</p> <p>続いて5ページ、(5)計画の推進です。計画の普及・啓発に向けまして、本計画では、第二次山口市総合計画に掲げる政策目標や取り組みと連携させながら進めていくこととしておりまして、具体的な取り組みに係る事務事業の評価、検証等を行うことで、本計画策定の趣旨、それから取り組みの内容等に関する効果、影響を深め、市民理解の醸成へとつなげていくこととしております。続いて、山口市再犯防止推進協議会による評価等ということで、再犯防止に向けた取り組みを推進し、取り組みに対する評価・検証を行うために、関係団体や専門家の方等による、山口市再犯防止推進協議会を設置し、本計画の効果的な推進を図っております。下のイメージ図につきましては、犯罪を犯した人等の刑事司法手続きの流れ等と、社会復帰をしたのちに自治体や民間団体が関わって支援をしていくということが再犯防止につながるものと考えており、ここに掲げているのがそのイメージ図です。</p>
<p>(2) 令和4年度の取り組み及び部会報告</p>	<p>続いて6ページの報告2、令和4年度の取り組み及び部会報告についてご説明します。まず1番、重点項目に記載の取り組みの実施ということで、先ほど説明いたしました4ページの下段に記載しているものになります。取り組みの重点項目ということで、①から⑥までの重点項目に対してそれぞれ各種取り組みをしております。また、令和4年度における部会の取り組み等ということで、令和4年度は、7月8日に第1回目となる再犯防止推進協議会を開催しております。それから11月と2月の2回部会を開催しております。</p> <p>1ページめくっていただき7ページをご覧ください。部会の設置としまして、山口市再犯防止協議会設置要綱の第6条に基づく本協議会の下部組織です。部会の設置目的ですが、市再犯防止推進計画に掲げる6つの重点項目につきまして、課題の整理や効果的な再犯防止対策の在り方などを検証し、実効性のある新たな取り組みを協議会に提案するものです。部会の構成員ということで、昨年度部会におきまして、様々なご検討をいただいた部会員を掲載しております。昨年度の委員の皆様へ感謝申し上げます。</p> <p>続きまして、8ページ、新たな取り組みの検討ということで、昨年の部会におきましてご検討いただいたものになります。特に(1)の「広報・啓発」の点で、後ほど説明いたしますが、今年10月にシンポジウムの内容をご検討いただき今年度も継続して検討予定です。(2)(3)につきましても、今年度、引き続き検討する予定でございます。</p> <p>以上で、報告1並びに報告2についての説明を終わります。</p> <p>【福永会長】 ご意見やご質問はありませんか。ないようでしたら令和5年度の取り組み(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(3) 令和5年度の取り組み(案)</p>	<p>【事務局】 それでは、9ページをお開きいただきまして、議事1の令和5年度の取り組み(案)についてです。まず1番の重点項目に記載の取り組みの実施ということで、これは先ほど4ページにも記載しております、6つの重点項目、①から⑥になります。令和</p>

5年度につきましても令和4年度に引き続き、各重点項目に応じた各種取り組みを引き続き行っていくという取り組み案です。

続いて11ページ、今年度の部会での取り組み(案)についてですが、このたび2名の方の委員の退任に伴いまして、後任にあたられております飯塚委員さまと神田委員さまに部会に入っていただければと思っております。

12ページには部会での取り組み内容を記載しておりまして、先ほど説明しましたように重点項目①「広報・啓発」の点でシンポジウムの内容を引き続き検討する予定です。こちらにつきましては、この後具体的にご説明いたします。(2)(3)につきましても、昨年度に引き続き検討する予定としております。

それでは、13ページの山口市再犯防止推進シンポジウムの説明をさせていただきます。資料7「山口市再犯防止推進シンポジウム」と合わせてご覧ください。部会において検討しましたシンポジウムの具体的な内容になります。シンポジウムの目的としましては、地域における非行、犯罪の防止や再犯防止、矯正や更生保護等について理解を深め、課題を共有し、立ち直り支援による再犯防止の推進を図ることとしております。シンポジウムのテーマは「インクルーシブ社会の実現に向けて～矯正と更生保護の関わり～」です。日時は10月31日(火)13時30分から16時20分まで、会場はセントコア山口を予定しております。対象者は本協議会の構成団体の会員さん等を中心としますが、一般の方にもお越しいただけるよう市報等でも周知を図る予定です。各団体への案内や情報公開は9月に入ってからを予定しておりまして、申込方法については郵送、FAX、メールのほか、申し込みフォームを作成し、ウェブからの申し込みにも対応できるようにする予定です。参加者多数の場合には抽選とさせていただくことを考えております。裏面に移りまして、シンポジウムの内容ですが、はじめに本協議会の福永会長さんよりごあいさつをいただきまして、地域福祉課より再犯防止の取り組みについての説明をします。その後、基調講演としまして、済生会福祉法人恩賜財団済生会の炭谷理事長さんにご講演いただく予定です。それから休憩を挟みまして、本協議会委員の4名の方にパネルディスカッションをしていただき閉会となる予定です。炭谷理事長とパネルディスカッションにご登壇いただく委員さんにはあらかじめご内諾をいただいております。本協議会におきまして、シンポジウムの開催および内容につきましてご承認いただけましたら、正式な依頼文を出させていただきます、改めて打ち合わせの場を設けたいと考えております。講演をいただく炭谷理事長のプロフィールを裏面の下の方に記載しておりますので、ご覧ください。

本年度の取り組み(案)につきまして、以上のとおりご提案させていただきます。

【福永会長】

昨年度、部会員の皆様方には、大変熱心なご議論をいただき、ありがとうございます。部会委員の方で、補足事項等があればお願いできますか。篠原委員何かありますでしょうか。

【篠原委員】

事務局から説明がありましたが、部会で、この度、最初のスタートとして、シンポジウム開催ということになりましたが、このスタートに当たって、このテーマ及び関係者の参加というところで、今回主眼に置いたのは、この協議会のメンバーの横のつながり、あるいは情報共有というところを一つ大きな目的としています。いろいろな取り組みをしている中で、関係者として知らないことが多いのではないかなということもあり、ぜひこのシンポジウムを機会に、それぞれの活動、再犯防止に向けた活動を目的とした発表ということで、皆さんに知ってもらって、そして情報共有し、協力し合うことができたらということで、このテーマにしました。機会があれば、引き続いて同じようなシンポジウムができればなという思いがありますが、はじめ

のスタートとして、この3名のパネリストに登壇してもらおうというのは、国の機関として、どのように動いているのか、また国に沿って、関係者も動いていくわけですが、そういったところをぜひこのシンポジウムを通して、参考になればと考えております。

【福永会長】

佐藤委員から何か補足がありますか。

【佐藤委員】

篠原委員がおっしゃったとおり、横のつながりといろいろなパネルディスカッションを通じて、各国の機関がどのような役割を持っているのかということは、まだまだ知らないことが我々からしても多くありまして、職員などに呼びかけて、多くの方に出席していただけるシンポジウムになればなと思っています。

【福永会長】

ありがとうございました。他にありませんか。まず、シンポジウムの(案)、これは同意していただかないといけないということで、皆さんいかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【福永会長】

ありがとうございました。では、案のとおり進めていただければと思います。この問題では6つの計画、広報、啓発、就労支援、生活支援、学校との連携云々ずっとあるわけですが、そういう点は、資料8の山口市再犯防止推進計画に載っていますので、またゆっくり見ていただけたらと思います。

令和6年以降の第2期のときに、さらに掘り下げて実施するような形になろうかと思っています。このあたりで皆様方のご意見など、何かありますでしょうか。事務局からはいかがでしょうか。

【事務局】

シンポジウムの開催について承認いただいたので、10月31日に向けて、会長や部会を中心にこれから準備を進めてまいります。

【福永会長】

議題の(4)のその他について、皆様方から何かその他の内容でご質問等ないでしょうか。ないようですので、本日のすべての報告および議事を終了させていただきます。ここからの進行は事務局にお返しします。

【事務局】

福永会長、ありがとうございました。それでは次第の5、再犯防止に関する取り組み事例ということで、先ほども横の連携について、まだまだこれからという話もありました。本協議会の設置目的であるネットワークの構築を図るうえで、各団体の取り組みを把握するという事は、非常に重要であると考えておりまして、本日は、山口保護観察所と山口県弁護士会における再犯防止に向けた取り組みなどについてご講話をいただきたいと考えています。それではまず、山口保護観察所企画調整課長の飯塚委員よりご講話をお願いします。

5 再犯防止に関する取り組み事例

【飯塚委員】

それでは、ご紹介にあずかりました、今日、新たに委員の委嘱を受けさせていただきました山口保護観察所の企画調整課長をしております飯塚と申します。15分程度とお聞きしていますので、簡単な概要的なお話になりますが、よろしく願いいたします。座って失礼します。

本日もご用意しました、この資料ですが、山口市さんがご用意してくださった、法務省の行政説明資料と何ページかかぶるのですが、そのあたりは、あまりお気になさらず、私なりの話をさせていただければと思っております。ここにいらっしゃる皆様は、このペンギンのキャラクターをご存知かと思うのですが、法務省の更生保護、社会を明るくする運動のイメージキャラクター、更生ペンギンのホゴちゃんと、ガールフレンドのサラちゃんですね。小話なのですが、なぜペンギンなのかという話です。更生保護、非行して立ち直ると、例えばそういうことですが、ペンギンというのは、飛べないですよ。飛行できない。という、洒落から来ていると。なかなか、法務省の人も良く考えたなど、更生ペンギンというのは、皇帝ペンギンからもじっている。更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃんということです。昔、この子たちも悪かったらしいのですが、立派に更生したと。

では、1ページめくっていただいて、更生保護の担い手というところから。これは、組織図ですね。法務省というのを改めて知っていただくためのページですが、法務局という所があって、私が所属している山口保護観察所はその下の、全国、50か所ある保護観察所のうちのひとつ、山口県内を管轄している。それで、山口県内の更生保護ボランティアという、下の長い青い長方形の面、保護司の皆様方、今日もご参加していただいています。そして更生保護施設、保護観察をやっていくうえで、私たち、保護観察官の欠かせないパートナーですね。保護観察対象者に寄り添ってご指導いただいていると。現在、保護司の皆さんは7月1日現在で、県内に820名いらっしゃり、委嘱を受けていただきました。更生保護施設というのは、刑務所とか少年院に入った後に、出てから帰る場所がない人たちのために、全国に103か所くらいあるのです。民間の宿泊と食事等を供与されて、またその生活指導などもしていただいている民間の法人です。山口市内のひまわりさん、下関市内のたちばなさんと2つあります。協力雇用主さんというのは、犯罪をしたからといって、そんなことは気にしないよと、まじめに頑張ってくれたらいいのだと、そういったところでの気概をもって、犯罪、非行をした人の立ち直りに協力をしてくださっている事業者さん。令和5年3月末現在で、県内に294社が登録をしてくださっています。ここに書いてある数字は、何年か前のもので、私が今、アナウンスしているのが最新情報ということなのですが、更生保護女性会というのはこれも大事な更生保護の民間ボランティア。数も人数が一番多くて、社明運動などの行事等で大変大きなパワーをいただいている、そういった方たちですね。更生保護女性会さんの人数が令和4年の4月1日現在で3,263名。3,000人以上のたくさんの方にご活動をいただいています。

そしてBBS会さん。これが聞き慣れない方も多いと思いますが、ビッグブラザーズ・アンド・シスターズ・ムーブメントの英語の略で、非行少年の良きお兄さんとかお姉さん、そういう意味です。非行少年に関わってもらって、更生を手助けしていただいている、更生を行っている、そういった方たちによって更生保護が支えられているというものです。

次のページを見ていただくと、これは先ほど山口市さんの説明の中にもありましたが、犯罪や非行をしたら、例えば、どのような司法手続きを経て、そして地域に帰っていくのかというイメージ図なのです。逮捕されて、捜査を受けて、検察庁さんに送られたり、家庭裁判所で審判を受けて、大人の人は刑事裁判を受けたり、刑務所に入ったり、少年院に入ったり、ということですね。保護観察になっている間は、保護観察所が対応すると、満期で釈放になったとかですね。保護観察、仮釈放と

か、仮退院で出てきて保護観察を受けるとか、それら行政手続きが終わって、満期で出てきたら、また地域社会に当然戻ってくると、社会復帰ですね。ここで地域社会の皆さんに受け入れてもらって、いろいろなサポート支援を、本人の改善更生の気持ちが一番大事ですけども、それを支える、地域、社会にとっても大事なものだということですね。

では、次のページを見ていただくと、地域における再犯防止施策ということで、今私が言ったようなこと、刑事司法手続きが終わって地域に戻ってきたら、ここで刑事司法の枠を超えた、国と地方公共団体と民間団体と 3 つの力、すべての力を合わせて、地域で立ち直ってもらおうと。一番下の矢印は息の長い支援ということで、刑事司法の手続きにかかってから、ずっとそれが終わってからもずっと続くというイメージですね。いろいろなところにつながって行って本当の社会復帰を果たしていただくというイメージなのですね。

では次のページを見ていただくと、第二次再犯防止推進計画についてということで、これが令和 5 年 3 月 17 日に閣議決定されて、作成されたということで、先ほど山口市さんの方で話していただきました。このような流れで国の第二次計画ができた。そしてスライドの 7 ページで強調されているのが、7 つの重点課題の中で、中でも 6 番の地域による包摂の推進ということなのですね。第一次計画のときはこれを地方公共団体との連携強化というタイトルだったのですが、これが第二次計画では地域の包摂の推進と変わったのですね。この包摂という言葉、山口市さんの方で、企画されている再犯防止シンポジウムのテーマとシンクロするのですね。ソーシャルインクルージブというのですね。こういうところで、国も地方公共団体も同じところを目指して推進していこうと、こういった気持ちになりますね。私としては、そういった思いを持って、パネリストとして、頑張っていきたいなと思っているところです。

次のページを見ていただくと、参考なのですが地域再犯防止事業ということで、これは国の方で予算立てをして、地方公共団体さんの方に額は大変少ないのですが、財政支援をさせていただいて、地方における地域再犯防止の推進、そういう施策に役立てていただくということで、事業内容というのは、右下の枠ですけども、基礎自治体に対する施策の企画立案支援等にかかる、そういったところに充てていただく、理解促進、啓発そして人材も育成していただく研修会などを行うとかですね。また都道府県さんが行う直接支援、就労住居支援、専門的な支援、薬物依存の方への支援とかですね、相談支援、これらの対応をしていただくこと。

10 ページを見ていただくと、この地域再犯防止推進事業における直接支援の実施事例ということで、保護観察とかが終わった人に対しての職場定着、そこを支援していこうとか、自治体によっては保護観察中の少年を直接雇用してくれたりですね、ということもあるわけです。後は寄り添い弁護士制度。弁護士さんが犯罪をされた方とかに対して、刑事司法の各段階において、定期的な面会、関係機関に引継ぎ等のそういったところの支援に当たっていただいている。そして 4 つ目、相談支援、相談窓口の設置ということで、山口県さんもこの地域再犯防止推進事業に手を上げて取り組んでいただいているのですね。ちなみに山口県さんの方は、その他常設支援ということで、犯罪した方たちの就職とか就労の継続とか、性犯罪や薬物事犯の方に対して、クールダウンを実施するなどのそういった専門的な支援とか、家族とか、支援者などから相談への対応、窓口を作って、対応をやっていただいているということで、今年度に入って、既に何人か対象者について、関わっていただいていると聞いています。そういったところで、保護観察所は当然そこに、連携などをとらせていただいで、活かしていただいているという状況です。

11 ページの方は、この事業の中で、民間事業に委託するというスキームの話です。これは、参考程度に見ていただければと。山口県の場合は、社会福祉協議会さんが入っていただいでされている。これは元々、地域生活定着支援センターさんが

地域生活定着支援事業というのをやってくださっているのですが、そこの方につないで、今、私が話をした、地域再犯防止推進事業と、こっちの方にも関わっていただくと、そういったスキームになっているわけですね。これは参考程度ということで、お願いします。

では 12 ページ、タイトルをご覧いただいて、私なりにイメージを伝えたいということで、表現を考えてみたのですが、地方公共団体さんにご協力いただいている様々なこと、山口市さんにも日頃本当にいろいろなことにご協力をいただいている、そして何に向かっていくのか、地域による包摂の推進に向けてということをお願いしたいわけです。それで山口市さんの方で地域共生社会の実現に向けてと、こういったテーマを掲げて、フレーズが使われていたので、ここはやっぱり、向かっていく方向というのは、そういうところで、同じだろうというふうに思うわけです。

では、13 ページを見ていただくと、先ほど私が触れました、国の再犯防止推進計画、第二期再犯防止推進計画の中で、やっぱり特出したいというテーマ、6 番の地域による包摂の推進ということなのですよ。ソーシャルインクルージョン。この概念が言われ始めたのが、平成 20 年前後だったかと思うのですが、かれこれ 15 年くらい前だったかなと思うのですが、それまでも当然あった概念ですけど、それをその犯罪や非行をした方たちにもそういった思想でもって、地域で社会で受け入れていこうというそういった機運が生まれ始めた、それが確か平成 20 年前後だったと思うのですよ。それまで障害を持った方たちのソーシャルインクルージョンということで、社会福祉の世界でそういった概念があったということ、そこに犯罪や非行をした方たちも含んでいく、そういった流れが 15 年くらい前からあって、いろいろなメディアとか媒体にそういう言葉が出てくるようになったのです。こうしたところで、国、都道府県、市区町村の役割を明確化して、この地域による包摂を推進していきたいということです。

では次のページ、14 ページを見ていただくと、ここは国による支援ということで、地方公共団体の皆さんが取り組まれていることへの支援を、国としてできることをさせていただく。情報、知見をご提供する、何か会合とか会議体に参加して、ご助言できることを、情報をお出しできることを出していくと。地域における支援の連携強化、私が所属する保護観察所、それから地域援助推進、更生保護地域連携協定事業というのですが、そういったネットワークを作っていくということとか、相談できる場所を充実化させていく、保護観察所によって行政の手から離れている、そういった方たちに対する、支援、援助を充実していこうと。こういった施策を今取り組んでいるところです。そして先ほど説明した、ひまわりさんのような、更生保護施設によるアウトリーチ、訪問支援ですね。地域に出て行って自立生活を始めているのだけど、そうはいってもいろいろ困りごとが後を絶たないというか、その方がいろいろな問題があるがゆえに、いろいろなことに困っている。更生保護施設の方のところにご相談に来るといのは昔からなのですが、それを一歩進んで更生保護施設の補導員さんが会いに行く。この状況を、生活の様子を見に行くと、そういった事業というのも数年前から始まっていて、ここも支援していこうということです。

そして 15 ページは、広報啓発ということで、これは皆様よくご承知と思いますが、今年で第 73 回を迎えた、法務省主唱、社会を明るくする運動ですね。社会を明るくする運動の山口市での展開、地域福祉課の皆さんに大変お世話になっている、保護司会の先生方、更生保護女性会の皆様方、大変お世話になってですね、今年も強調月間ということで、ありがとうございます。社明運動をはじめとしたさまざまな広報啓発、再犯防止を進めていくための、さまざまな広報啓発、こういったところで取り組んでいただいています。

16 ページを見ていただくと、関係機関・団体とのネットワークの構築。それと今申し遅れましたが、山口市さんの重点項目ですね、これをやると一つひとつが、シンクロしているわけですね。先ほど、広報啓発についても、山口市さんの、再犯防

止推進計画重点項目の1から広報啓発ということなのですね。そこに国と山口市さんとで、連携して、これまでもずっとやってきていただいているということで、再犯防止推進計画ではそれを明文化していただいて、さらに共通理解を深めて、連携を強化とそういう意味合いもあるわけです。そして今度は関係機関、団体とのネットワークの構築、これは山口市さんの再犯防止推進計画の重点項目の6ですね。重点項目6、関係機関・団体等とのネットワーク構築、その中での(4)に、保護司の支援というのをうたっていただいている、その部分の特出しさせてもらったということです。保護司の総数が、真ん中の棒グラフで、年々減っているということなのですね。平成16年をピークに長く減少傾向にあって、そして保護司の年齢構成というの、表れている。団塊の世代の先生方が、定年を迎えられると、ごそっと県内の保護司の数も減ってしまうというところで、地方公共団体の皆様をお願いしているのは、保護司適任者の確保について、情報提供をいただいたり、職員の皆さんへの保護司への就任など、こういったところで、ご協力をお願いしたり、退職職員の皆さんへのセミナーで、保護司活動の広報を、観察所の方でお願いさせよう。更生保護サポートセンター、保護司会活動の場所、そういったところを、部屋を貸していただくと、そういったことをお願いしているし、表彰、顕彰、そういったもの、またその保護司会活動に協力的な事業主、これは協力雇用主さんのことですよ、そういった事業者さんへの優遇措置など、そういったことを国としては、地方公共団体様に今、お願いをしているということで、17ページにそういった事例ということを掲載しています。こういったところで、常日頃、ご協力をいただいているということなのですね。

そして18ページの図はですね、山口県内の更生保護を支える人々ということで、今までお話を申し上げてきたように、特に更生保護というのは、保護観察所だけではできない。民間のボランティアの方々に支えていただいて、成り立っている、我々更生保護の世界である、ということなのですね。保護観察官というのは、全国に1,000人くらいしかなくてですね、保護観察事件というのは、2万件近くあるわけです。それは観察官だけで対応できるものではなく、全国に保護配置された保護司の先生方との協働体制ということで、やらせていただいているわけです。その他にも、更生保護のボランティアの皆様、こういった状況で、保護観察中の人、円の中心に保護観察中の人と書いてありますが、この対象者の片方であったり、改善更生させると、再犯防止を図ると、これを地域社会の福祉の増進につながって、犯罪や非行のない明るい社会につながっていく、ひいては、地域共生社会がそれで実現されていくというものだと、思っています。こういったところが、更生保護の世界、民間ボランティアの方々に支えていただいているということに改めて強調をしたいと思って、この図を持ってきました。

そして19ページは、就労支援ということで、こちらも先ほどお話ししましたが、山口市さんの重点項目2ですね、協力雇用主さんが積極的に対象者を雇ってくださっている、実績のあるそういった事業者さんに、将来的に、もしよろしければ、そういった点で優遇措置などを地方自治体の方にお願ひできればというところを願っているということですね。

そして20ページはですね、最後に、近年我々更生保護観察所で取り組もうとしている地域援助について、トピックなどでお伝えしておこうと思います。

21ページの表を見ていただくと、これはイメージ図なのですが、更生保護法が、昨年度、刑法等の一部を改正する法律というのが施行されて、それを受けて、我々更生保護行政の根幹をなす、更生保護法が改正されてということで、そこで息の長い社会復帰支援の推進に向けた地域援助というものをスタートさせることになったのです。保護観察所は犯罪をした方たちの改善更生、犯罪予防のために、地域住民や関係機関等からの相談に応じて、情報の提供、助言等の必要な援助を行っている。しかしこれは、新しいことというよりは、個々に観察官レベルで、保護

司さん、他の民間団体の皆さん、その自治体の関係部署の皆さんと連携しながらやってきたことなのですが、これは改めてその法律の中に明文化したという、どちらかというとなんなイメージなのですが、その保護観察所の中で組織編成を年末に向かって、来年度からそれができるようにというか、この制度というのが今年の12月までに、順次施行していくということで、組織の中でのいろいろな体制整備を今、準備をしていると、そんな状況なのです。このイメージで見ていただくと、支援対象者、例えば元保護観察対象者とは、地域住民の方とかそういったところから相談を受ける、保護観察所の相談を受けて、そこに援助を行うネットワークを作っていくというのが、このシンポジウムの集団の中にも、横のつながりを確認して、そこでつながって強化していくという話もあったのですが、我々も新たな取り組みにしても同じで、保護司の先生方、更生保護施設さん、居住支援法人さん、医療法人さん、保健・福祉機関の皆さん、そして山口市さんなどの地方公共団体の皆さん、ダルクなどの民間支援団体、こういったところとつながっていったネットワークを作っていきたいと思っています。保護観察所はですね、援助を行うだけでなく、地域につなぐ、地域の支援に円滑につないでいきたいということですね。それを可能とする、地域支援ネットワークを作っていこうと思います。そのための内部での体制整備をやろうとしているということなのです。これだと組織編成にしても、取り組みにしても、やっぱりすべては地域共生社会の実現、ソーシャルインクルージョン、地域社会での包摂、そういったものと最終的にはつながっていく、そこに向かっていくものだと思っていますので、ここにいらっしゃる皆さんとそうした思いを共に持って、頑張っていきたいと思っています。まずシンポジウムの成功に向けて、微力を尽くさせていただければと思っています。

それでは、ご清聴ありがとうございました。

【事務局】

飯塚委員、ありがとうございました。続きまして、山口県弁護士会弁護士の山田大介委員にご講話いただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【山田委員】

山口県弁護士会の弁護士の山田と申します。着座にて失礼いたします。私、更生保護の専門家というわけではありませんが、弁護士の立場として話をさせていただこうと思います。

お配りさせていただいたレジュメですけれども、これは私がお話いただいた後すぐに弁護士会の副会長の岡田卓司先生という更生保護法にもものすごく精通している先生に相談して私が適当にしゃべってもいいのですかと言うと、俺が作るからこれを読んで来いと、持たされたものでして、基本的にはその話をするのですが、それに加えて、私もいくつか話をさせていただこうと思います。

更生保護については、我々弁護士がどういう形で関わっていくかということがまず1番目なのですが、むしろ更生支援を行う場面というのが、主として刑事事件の弁護人や少年事件の付添人が、弁護活動や付添人活動を行う場面で問題となる、いわゆる入り口支援ということになっていまして、今たくさん資料をいただいたのですが、行政が関わる段階になってからの資料はあるのですが、弁護士はその前の段階で関わっているというところが、非常に特徴的になっています。

ここで私たち、どういう形で関わるかということ、まず、いろいろなパターンがあるのですが、典型的には国選弁護人に選任されましたというようにするわけですが、そうしたときにまず、拘留所の写しというのが来まして、検事が書かれた被疑事実の要旨というのが書いてあって、そこに何月何日万引きをした、そういうことだけしか書いてないのです。その紙1枚を持っていきますと、で、接見したときに初めて聞くわけです。こうこう書いてあるけど、どうなのかと。こう聞いて、いえ、やっていな

いと言われたら、これは非認知事件と言いまして、こっちの話をしだすと、検事と取っ組み合いのケンカをすることになるので、今日はその話はいったん置いておいて、大概の事件はやりましたというようになるのです。で、その後でどういう活動をしていくかということです。ただこれはやりましたと言っても、いろいろな事件がありまして、求刑事件は基本的にはこれを行った行為に対する処罰を決める、刑務手続きですので、その後でどうこうしたということが、メインで絡んでくるわけではないのですが、主に、認め事件のときに弁護士がやっていくことが、大きく分けて二つありまして、一つが被害弁償というか示談活動という。被害者の処罰感情ということを減らすという活動ということ。もう一個の大きいのがこの裁判を通して、まさに今回テーマになっている、それをしていくということになります。これはいわば過去にやったことへの処罰ということが直接ではないのですが、こういった活動をする時点で被害の回復に当たらないといけないと思いますし、再犯を防止するというのもしないといけないというところでやっております。

昨今、私が、某有名事件で、全国的にバッシングを受け、なんで悪い奴をかばって、そんないろいろやってやるのだと、大反響になりましたが、そういう活動はいわゆる弁護士の使命としてやっておりますということです。

今述べさせていただきたいのが、弁護士が一般的な認め事件でやっていることなのですが、特徴的なところをいくつかピックアップをさせていただこうかと思えます。

一つはここの中にも書いてあるとおり、入り口支援、一番初めに関わっていますということです。正確には警察官が先に関わっているのですが、警察官の役割としては犯罪を捜査して何が起こったかというのを明らかにするというのが一番初めにやることで、いわゆる更生支援の観点から関わらせていただくのが、弁護士が一番初めなのかなというところ。

さらにもう一つ、弁護士の関わり方の特徴的なこととして、期間が限られているということがあると思います。逮捕された後に監査のお願いをして、不起訴処分していただいたら、そこで終了となりますし、裁判を行われても認め事件の場合、通常1か月、2か月程度の関わりになるということ。

私は必ず言うのですが、国選弁護士と関わっても、人生全部について面倒見るつもりはありませんよ、とするのですが、ただ限られた時間の中で、全力で関わるということはしています。

今の2つの特徴からわかることは、その期間の間に弁護士がどういう活動をして、適切な更生支援につなげるということをしておかないと、更生につながらない事案が出てくるのではなかろうかということ。

もう一個の特徴が、特徴というとな変なのですが、例えば先ほど言った不起訴になった事案であるとか、執行猶予が付いて釈放された事案、それが例えば有罪の判決を受けたりとかですね、保護観察がついた事案であれば、皆さんが来ていただいて、手厚い保護があるとは思いますが、それが無い事案もあるということで、事案を交えた話を、ということで、例えて言いますけれど、最近よくありますよね、女性のスカートの中にスマートフォンを差し込んで、撮影しましたというのが、山口県迷惑防止条例とかいうので、上がってきます。これの初犯は起訴猶予か執行猶予ですよ。あっても、罰金くらいの話。この場合、社会に戻っていかれるわけです。この手の犯罪、再犯率は高いというところで、私もいったん起訴猶予にして、またやってこられましたということもあります。ひどいものになると、さらに再犯して逮捕されて、深夜に電話がかかかってきて、夜中9時くらいに電話がかかかって、警察署で先生のことを呼んでいますとかいって、お前なんだよと思いがちに行ったら、またお前かみたいなのがあるわけです。これが大変なのですが、本当に関わって思うのは、再犯可能性のある事案で、適切な支援につながらないまま、この弁護士の士気次第では、そのままになってしまうということ、起こってくるのかなというところ

は、そこは使命が十分に大事だな、というふうには考えております。

具体的な場面では、更生支援活動を行っているのかということなのですが、ちょっとここから後ろは今弁護士会が特にやっていることがいっぱい書いてあるのですが、まず、一般的な話をすると、この中のどこかのレジュメにも書いてあったのですが、2つの観点があると思うのです。

一つは本人に内省をしていただいて、自分で心の中で、どういう経緯でそういうことが起こっているのか、ということを実感していただいて、直していくということをしていただくということと、もう一点は環境調整ですよね、周囲の環境で再犯を防ぐための環境づくりという、二つの観点です。

ここは、私、ずいぶん前だと毎回警察官と大喧嘩をしているかのように映っているかもしれないですが、認め事件の場合は、私は意識として思っているのは、検察官も弁護士も立場の違いで、よく赤鬼、青鬼とか、北風と太陽と言いますが、検察官はそれを追求する立場から、本人に更生をさせると、我々は寄り添う立場から、内省を深めさせるという立場の違いだとは思ってまして、私は、刑事裁判が開かれたときに、必ずやっているのは、本人にまず内省をさせると。なぜこのような事件を起こしてしまいましたかということを本人できちんと原因をしゃべらせるということ、必ずやっております、そのことを直すためにはどうすればいいのですかというところを言わせるようにはしています。

ただ、ここは弁護士も人間というか、先ほど言った関わる時間が短いというのもあるので、どこまでできているかは分かりませんが、弁護士の意識としては、このようにちゃんと本人に内省させて、原因を、自分の気持ちを取り除いていく契機を与えるかということです。

次に環境調整なのですが、一般的な事例だと、一つは先ほどの資料にもありましたが、なんで再犯するのかというやっぱり職がないということによくありますので、たとえば職に就かれている方で事件が起こったのであれば、なるべくその職をクビにならないように支援をしたりですね、ご家族と連絡をとって、職場の方に連絡をとってもらったりとかですね、いろいろしたりとか、仮に職がない人であったりしたら、どこまでやるかというのはいろいろあるのですが、職の手配までするかどうかというのは、個々の弁護士によってくるかとは思いますが、そういうことをしたりしています。

後は、ご家族の方、必要によっては、面談に行って、場合には情状証人といって、裁判に立ってもらって、家庭に帰った後に、こういうふうに見守っていくのかと、管轄していくのかということを実証してもらおうのですが、それに向けて、家庭の中の話の聞き取りをして、こういう形で支えていきますというところを、きちんと作っていくのか、一般的にはしています。

ここから先はそれ以上、特殊というかいろいろな、この弁護士の関わり方の一つの特徴としてあるのは、皆さん、ここにおられる方、例えば検察官、刑事事件ばかりやっておられますし、それぞれ専門でやっておられると思うのですが、弁護士というのはすごく業務の幅が広くて、刑事事件ばかりやっている弁護士というのは、ほとんどいないということ。

その中で、結局は更生支援ということをやっておられる弁護士によって、どのくらい一所懸命かというのは差があったり、どこにおつなぎしたらいいかというところの知識も、いわば毎回毎回やっているわけではないですよ。年に何回かしか、その案件とかは来なかったりするんで、そういう意味では、専門でやっている皆さんの温かいご支援とかですね、どこにつないだらいいのかという情報提供をしてもらえたら、すごく助かる状況とはなっていますので、そのあたりはご理解いただいて、多少弁護士がよくわかっていないような電話をかけてしまっても、皆さんもっと優しくそういったときはこうしたらいいですよというご支援をいただけたら、助かりますというところですよ。

ここから先、3番のところで、更生支援として、例えば万引きの事件を見つかったら、こういうことをしていますということを挙げています。前提として、弁護士会の方で、先ほど言った、弁護士会が初動でどこかへつなげないといけないという話があったので、今チェックリストというのを作ってまして、必ず国選弁護を受けると、罪を犯した方が何らかの精神障害か何か、原因があるかどうかかわかれば、専門家につなげないといけないので、それを発見するためのチェックリストというのを、国選を受ける場合はついてきまして、それをチェックして問題がないかどうかをチェックするというシステムが取られています。

例えばここに挙がっている、接見した結果ですね。金銭管理を自分で行うことが難しそうな高齢者による万引きであったという場合、これはそのまま帰してしまうと、また同じことが起こってしまうということで、今日も参加されておられますが、社協さんの方におつなぎしたりとかですね、裁判所に後見の申し立てをして後見人を立てるとかという活動が考えられるかと思えます。

次に依存症の問題がある高齢者の人の万引きだったりとか、先ほど私も述べたとおりですね、例えば先ほど言った、盗撮をしたりする人は一種の依存症になっていることが多いのですが、こういう場合は依存症の専門治療のところにつなげないと、やはりお医者さんの見解とかを聞いていこうとしてもこういう人たちというのは、気力だけでは治らないと、叱って「お前、ふざけるな」という話をいくらしても、やってしまう人たちなので、専門家も治療を受けさせるというところですね。病院につなぐのも、私最近、何度かしているのですが、何回回してくるのだと、思われてるかもしれないですけど、こういうことをしています。仮に知的障がい者とかが見つかった場合には、療育手帳を取得させたりとかですね。福祉的就労につなぐということまでできたらいいなということを書いてあります。

ここから次の話になるのですが、ただ先ほども言ったとおり、弁護士というのは必ずしも福祉の専門家ではありませんし、こういう刑事弁護ばかりやっているわけではないのです。なので、この福祉や医療のサービスと詳しい専門家の力を借りる必要があるということで、弁護人については、社会福祉士と一緒に活動することが最近よく行われていることです。

次のページにいけますが、弁護士と社会福祉士をつなぐ、弁護士に対する社会福祉士の紹介制度がありまして、高齢、障がいのある被疑者・被告人の刑事事件を担当することになった弁護士が、必ずしも社会福祉士等の福祉専門職を知っているわけではありませんで、弁護士が福祉専門職を紹介する制度が、新しく今回できております。またですね、国選弁護になる方というのは、大体、ご親族もお金を持っていない、本人もお金を持っていないということで、先ほど名前を挙げた岡田先生なんかはもう本当に初めの頃なのですが、自分の国選報酬を、本当に少ない国選報酬の中から、分けて同行してもらったりとかしてですね、手弁当でやっていた時代とかがあって、場合によってはご家族がある程度負担できるというときはご家族に負担をしてもらって、やってもらおうということもあるのですけれども、今回山口県弁護士会がそういう要求をしてはいけないということで、社会福祉士さんを付けたときの費用認定制度というのを作りました。更生支援計画の作成ということをやってもらったり、同行接見の援助をしてもらいます。

更生支援計画の作成はどういうことをしてもらっているかということ、いろいろなのですが、例えば何らかの依存症が原因にあるということになると、まず一つは、病院に紹介をしてもらって、家族の聞き込みをもらったりとかですね、あと、ワーキンググループというのですかね、グループに入ったりとか、どういう形でこの人を更生に導いていくかという計画を専門職の社会福祉士さんの方に作っていただきます。これを、社会福祉士さんのときはいつも言うのですが、計画を作るだけでは意味がないので、きちんと実行できるように、周りの方々と調整をしていただいて、実行可能なプランとして更生支援計画を作ってもらおう。実績として、令和

2年が8件など書いてありますが、これはおそらく支援制度を使った件数で、ここに含まれていないですが、私もおそらく、ご家族の負担でやってもらっているのを、年に何件かやっているのですね、最近そういう動きが増えてきているからと思います。この動きなのですけど、令和5年4月から日弁連による援助制度に移行していくことになるということです。

また、福祉職の方々と、弁護士が法廷でどういうことをしているのかを、知っていたくために、法廷の傍聴などをやっていたのですが、いったん新型コロナによって休止をしているそうです。

第3で、弁護士会の活動その2、他機関連携と書いてあるのですが、平成30年4月1日付で四会連携協定を締結と書いてありまして、社協さんと精神保健福祉協会さんと、社会福祉会さんと弁護士会の四会で協定を結んで、他機関連携に取り組んでいこうということはやっています。合同研修というのを開いていまして、社会的に包摂をしていこうということで、プロジェクトチームを立ち上げて、やらせていただいております、ぜひともこの件に関しては、ここにご参加の皆様や、弁護士会としても、取り組んでいこうと思います。

先ほど申し上げたとおり、やはり一番はじめの窓口として、弁護士があるという使命はどうしてもありまして、ここだけは我々が意識して頑張らないといけないということがどうしても出てくるかと思っておりますので、皆様のご協力を得ながら、弁護士会としても取り組んでいこうと思っておりますし、いろいろな活動をこれからやっていくと思うのですが、今日参加して思ったのが、一つはやっぱり理解促進のところは頑張ってもらいたいなというところはありまして、やっぱり弁護士が、一生懸命頑張って、いい職場を用意してきたら、なんであんな奴にそんないい職場を用意するのだと、バッシングされるわけですよ。これは統計上、はっきりと出ていて、職があるかないかによって再犯率が倍以上違うわけですよ。そこは社会全体の問題として、いきなり社会的包摂という概念をみんなに理解してもらうのは難しいとは思いますが、一つは、再犯が防止されるということは社会全体のプラスにはなるということは、比較的合意が得やすいのかなと思いますので、そこはデータを含めて、いろいろ啓発活動は、弁護士会も含めてですが、頑張って、弁護士会が、個々の弁護士、頑張る人は頑張るので、頑張っていくときに、その人が叩かれたり、何かの活動をしたときに、障害が起きることがないように環境を作っていくということは、ぜひ皆様ご協力して、やっていただきたいなと思います。

もう一度、先ほどの繰り返しになりますが、個々の弁護士自体は必ずしも、福祉とか更生支援の取り組みに詳しい方ばかりではないので、皆様ぜひとも、弁護士が活動したときには、情報提供を含めて、温かく見守っていただいて、ご協力いただけたら、大変助かりますということで、すいません。私、拙い話ではありましたが、一弁護士の実情からのお話ということで、お話をさせていただきました。どうもご清聴、ありがとうございました。

【事務局】

山田委員、どうもありがとうございました。本日の予定はすべて終了しました。本日は、シンポジウム等を中心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。またご講話、貴重なお話、ありがとうございました。

今後とも皆様方と連携しながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みというものを、進めてまいりたいと思っております。またシンポジウムの準備も進めてまいって、9月には皆様にご参加のご案内をさせていただければと考えておりますので、ぜひとも参加の方、よろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして、令和5年度第1回の再犯防止推進協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

<p>会議資料</p>	<p>会議資料</p> <p>資料1 会議次第</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 山口市再犯防止推進協議会委員名簿</p> <p>資料4 山口市再犯防止推進協議会設置要綱</p> <p>資料5 会議資料「再犯防止の推進について」</p> <p>資料6 添付資料「再犯防止の近年の動向について」</p> <p>資料7 添付資料「山口市再犯防止シンポジウム」</p> <p>資料8 山口市再犯防止推進計画</p> <p>講話資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止の推進に向けて～最近の動向から～ ・弁護士による罪に問われた人の支援の取組について
<p>問い合わせ先</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当</p> <p>(TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087</p> <p>(E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp</p>